# 生産緑地における変更届について

現在、所有する生産緑地において、次の登記事項に変更があった場合は、生産緑地変更届を提出してください。

●所有権移転された場合

●所有者の住所が変更された場合

●分筆、合筆及び地積更正等を行った場合

※市では生産緑地に関する情報について、指定当時（または特定生産緑地指定時）に提出していただいた登記事項証明書（土地登記簿謄本）を元に把握しています。

そのため、登記事項等を変更された場合で届出を出していない土地については、生産緑地に係るお知らせ（指定期限日など）が届かない場合があります。

また、登記事項を変更せずに記載内容と異なる住所等にお住まいの方につきましても、同様にお知らせが届かないため、あらかじめ法務局で手続きを行っていただいたうえで、生産緑地変更届を提出してください。

提出書類
① 生産緑地変更届
② 案内図
③ 登記事項証明書
④ 公図の写し
⑤ 地積測量図
⑥ 仮換地地籍証明書及び仮換地指定図
（当該農地等が土地区画整理事業施行区域内にある場合）
※土地所有者の変更のみの場合は，④⑤⑥の提出は不要です。

【提出・お問い合わせ】
所沢市街づくり計画部都市計画課（所沢市役所　高層棟　5階）
電話　04-2998-9192（直通）　FAX　04-2998-9163
電子ﾒｰﾙ　a9192@city.tokorozawa.lg.jp